

## 保険料の補助対象者と国庫補助額

| 区分 | 必要な要件                                          | 国庫補助額           |                |
|----|------------------------------------------------|-----------------|----------------|
|    |                                                | 35歳未満           | 35歳以上          |
| 1  | 認定農業者（注1）で青色申告者（注2）                            | 10,000円<br>（5割） | 6,000円<br>（3割） |
| 2  | 認定新規就農者（注3）で青色申告者（注2）                          | 10,000円<br>（5割） | 6,000円<br>（3割） |
| 3  | 区分1または2の者と家族経営協定（注4）を締結し経営に参加している配偶者又は後継者（注5）  | 10,000円<br>（5割） | 6,000円<br>（3割） |
| 4  | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円<br>（3割）  | 4,000円<br>（2割） |
| 5  | 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者（注5）   | 6,000円<br>（3割）  | —              |

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

（注1）認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効果的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度です。

（注2）一定の帳簿を備え、毎日の取引を正しく記帳し、その記録に基づいて所得と税額を計算し、申告して納税する制度です。青色申告すると、税金の面で数多くの特典が認められており、節税効果も大きくなります。

（注3）新規就農者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づいて、将来の農業経営の構想や目標を盛り込んだ青年等就農計画を作成して、市町村が認定をする制度です。

（注4）家族経営協定は、家族みんなで経営や暮らしの現状を話し合って就業条件や生活条件をめぐる課題・改善点等を明らかにし、その対応方法や経営目標・方針を検討して、経営主と配偶者や後継者など家族の中で協定として定める制度です。

（注5）区分3と区分5の「後継者」は経営者の直系卑属です。